

かすかべ SDGs パートナーズ会則

(名称)

第1条 この会は、「かすかべ SDGs パートナーズ」(以下「パートナーズ」という。)と称する。

(目的)

第2条 SDGs の達成に向けて取り組んでいる又は関心を持っている企業・団体が集う場を構築することで、各々の自主的な取組を促進し、春日部市の課題解決へ踏み出すことを目指すこと、併せて、会員とともに市民に向けて SDGs の普及啓発を行い、地域全体の SDGs 達成にむけたムーブメントを生み出すことを目的とする。

(活動内容)

第3条 パートナーズは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) SDGs の達成に資する情報発信
- (2) 会員の交流及び連携に資する活動
- (3) 市民に向けた SDGs 普及啓発活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に必要と認める活動

(会員)

第4条 会員は、第2条の目的に賛同し、入会した団体(企業、教育機関、特定非営利活動法人、市民団体等)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の対象外とする。

- (1) パートナーズの信用を著しく損なうとき又は損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令もしくは公序良俗に反するとき又は反するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資するおそれがあるとき。
- (4) 政治活動または宗教活動を目的とする活動であると認められるとき。
- (5) その他パートナーズの運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき。

(会費)

第5条 パートナーズへの入会金及び会費は、無料とする。

(事務局)

第6条 パートナーズの運営及び管理等の事務は、春日部市総合政策部政策企画課(以下「事務局」という。)が行うものとする。

(入会)

第7条 パートナーズへの入会を希望する団体は、電子申請・届出サービスのかすかべSDGsパートナーズ参加登録フォームにより申し込むものとする。ただし、電子申請が困難な場合は、かすかべSDGsパートナーズ参加（登録・変更）申込書の提出により、申し込むことができる。

2 事務局は、前項の規定による申し込みがあり次第、速やかに内容を確認し、その結果を申込者に通知しなければならない。

3 事務局は、会員に登録証を交付するものとする。

(登録情報の変更)

第8条 会員は、登録情報（取組・活動内容等含む）に変更が生じたときは、事務局に速やかに報告するものとする。

(退会)

第9条 会員が退会を希望する場合は、電子申請・届出サービスのかすかべSDGsパートナーズ退会フォームにより届け出るものとする。ただし、電子申請が困難な場合は、かすかべSDGsパートナーズ退会届の提出により、届け出ることができる。

2 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員を退会させることができる。

(1) 会員が第4条各号に該当すると認められるとき。

(2) 会員が解散等の理由により事務局と連絡が取れなくなったとき。

(会則の改正)

第10条 会則の改正を行った場合には、速やかに会員に告知するものとし、改正をもってその効力は全会員に及ぶものとする。

附 則

この会則は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月18日から施行する。